

# 日米法人企業の税負担\*

—平均実効税率の計測—

田近栄治・油井雄二

## 1. はじめに

第1次石油危機以降、アメリカをはじめ欧米先進諸国では減価償却制度の改革や投資税額控除制度の拡充など、さまざまな企業課税上の軽減措置がとられ、資本形成の促進が図られてきた。さらに1980年代半ば以降世界各国で行われた税制改革では、各種優遇措置が整理される一方で、法人税率の引き下げが実施されている。他方、わが国では財政再建の一環として法人税率の引き上げ、租税特別措置の整理合理化が進められ、企業課税の強化が図られてきた。企業の国際的活動が強まるにつれ、こうした国際間の税制上の差異がわが国の法人企業に対し相対的に重い負担を課し、ひいては企業の国際競争力に悪影響を及ぼすという主張がなされた。こうした状況からわが国においても今時の税制改革の中で法人税率の引き下げが提案されている。

法人税制のあり方を検討するためには、企業の税負担はどれだけなのか、諸外国と比較してどういふ差異があるのか、そしてその差異は企業の行動にどのような影響を与えているのか、その実態の把握が不可欠であるが、わが国においてこれまでそうした研究の蓄積は十分行われていないのが現状である。本論の目的は、そのような研究の第

1段階としてわが国の法人税制の特徴を考慮しながら租税負担率の概念を規定し、それに基づいて法人企業の税負担の実態を明らかにすることである。以下では、わが国企業の税負担の実態を、時系列的变化の検討に加えて、そのもっとも重要な競争相手の1つであるアメリカ企業の税負担との比較という2つの視点から分析する。

法人企業の租税負担率に関する研究は、過去10年間にわたってアメリカを中心に精力的に進められてきた<sup>1)</sup>。Fullerton(1984)はこれらの分析を、使用する負担率概念の違いによって平均的な負担率(平均実効税率)と限界的なそれ(限界実効税率)とに大別している。前者は法人企業がある年に得た「所得」の中からどれだけ税を負担したかを示すものであるのに対し、後者は所与の税制のもとで、投資によって資本が限界的に1単位増加したとき、それが生み出した所得がどれだけ税を支払うかを測るものである。したがって、法人税制の投資に与える効果を分析する際には、限界実効税率概念の方が適切であるとしばしば主張される。

しかし、限界実効税率の計測の際には、税制の細部の規定までは分析に取り入れられないこと、あるいは多くの理論モデルでは完全競争、完全情報等の仮定が設けられていること等の制約も存在する。さらに、現実の投資行動が企業の資金のオペラビリティに依存している(流動性制約が存在する場合)場合には、平均実効税率の大きさはオペラビリティを通じて投資行動に影響を与えるかもしれない。そこで本稿では、平均概念による法人税制の分析を行う<sup>2)</sup>。

\* 本稿を作成するに当たり、石弘光、西野万里、井堀利宏氏をはじめ多くの方からコメントをいただいた。また本誌レフェリーからも貴重なコメントをいただいた。日本経済研究奨励財団、科学研究費からは補助金の交付を受けた。また計測に際して東京大学大型計算機センターを利用するに当たり、成城大学から教員特別研究助成を受け、鷹野澄、嶺結一起氏(東大地震研)の開発した通信用プログラムを利用させていただいた。ここに、記して感謝する。

1) 法人の租税負担率に関する文献については、Fullerton(1984)、Bernard-Hayn(1986)を参照せよ。

2) 筆者達はすでに限界実効税率および資本コスト

本分析の特徴として次の3点を指摘できる。第1に、租税を支払う源泉となる所得については、制度によって決定された税務上あるいは会計上の所得ではなく、企業が当該期間にあげた経済的所得を定義し、計測した。

第2の特徴は、わが国の法人税制の特色であった非課税引当金・準備金や特別償却等の課税繰延べ措置を考慮するため、後年度において発生する租税の取り戻し効果を明示的に分析に取り入れたことである。従来の分析では実際に支払われる税額を租税負担額としているが、その場合には免税措置と課税繰延べ措置を区別できない。

第3の特徴は、日米両国とも税務統計を基本統計として利用したことである。Feldstein-Summers (1979), Feldstein-Dicks = Mireau-Poterba (1983), 野口(1984)等の分析を始め、いくつかの研究では国民所得統計データを用いている。周知のように、国民経済計算上の法人所得は黒字法人の所得から欠損法人の赤字額を引いた純額として計算される。そのためこのネットの所得を基に計算された税率は景気の動向など税制以外の要因に大きく依存することになる<sup>3)</sup>。税を負担するのは黒字企業だから、黒字企業を対象に平均実効税率を計測すべきである。税務統計を利用することによって、この問題を回避できる。

本論の構成は次の通りである。第2節で法人企業の税負担を測定する指標となる平均実効税率の概念について従来の議論を概観した後、第3節で理論的により適当と考えられる指標を構築し、ついで第4節でこの指標に基づいて日米法人企業の租税負担率を計測する。第5節では、主要な計測結果を要約するとともに、今後の課題について述べる。

の分析を行っている。田近-林-油井(1987)および田近-油井(1988)を参照せよ。

3) たとえば、税務統計より法人税額(算出税額)を黒字企業の所得で割った負担率と黒字企業の所得から赤字企業の欠損額を引いたネットの所得で割った負担率を比較すると、1984年の日本では41.2%対46.6%、アメリカでは39.5%対48.3%となる。この乖離は景気後退期に拡大し、1970年の日本では37.2%対69.0%という大きな差を示している。

## 2. 平均実効税率をめぐる議論

平均概念の税負担率をめぐる議論として、わが国では法人企業の税負担をめぐる大蔵省と経団連との間で行われた論争が記憶に新しい<sup>4)</sup>。この論争は、従来から大蔵省が税負担の国際比較を行う際に示してきた「実効税率」に対して、経団連がこの指標では租税特別措置による減税効果がまったく考慮されていないと批判したものである<sup>5)</sup>。そして経団連はこの点を修正した「実質税負担率」と呼ぶ指標によって国際比較を行い、次のように主張した。すなわち、わが国では近年の租税特別措置の整理合理化によって、租税特別措置による減税率が低いと、実質税負担率は実効税率とほとんど変わらないのに対し、諸外国たとえばアメリカでは投資税額控除制度や加速投下資本回収制度(Accelerated Cost Recovery System: ACRS)によって大幅な減税が行われているために、実質税負担率は実効税率に比べて著しく低下する。

大蔵省の「実効税率」は配当軽減、地方税等を考慮したときの表面税率を表しているに過ぎず、企業の税負担の実態を表す指標としては不十分なことは明らかである。一方、経団連の実質税負担

4) この論争については、経済団体連合会(1984)、企業活力研究所(1984)を参照せよ。またこの論争に対する筆者達の基本的立場は石-田近-油井(1985)に述べた。

5) 大蔵省の「実効税率」は税引き前利益のうち30%が配当に充てられ、法人税が基本税率、地方税が標準税率で課税されると仮定したとき、法人税および地方税による法人の租税負担を示すもので次式で定義される。

実効税率

$$= \left[ \frac{30 \times \text{法人税率(配当分)} + 70 \times \text{法人税率(留保分)}}{1 + \text{法人住民税率} + 100 \times \text{法人事業税率}} \right] / [100 + 100 \times \text{法人事業税率}]$$

一方、経団連の「実質税負担率」は次式で定義される。

実質税負担率

$$= \text{「実効税率」} \times [1 - \text{租税特別措置による減税率}]$$

ただし、租税特別措置による減税率

$$= \text{租税特別措置による減収額}$$

$[\text{最終納付税額} + \text{租税特別措置による減収額}]$ である。

率概念にも重要な限界があることを指摘しておきたい。この指標は簡単な式の変形によって、

実質税負担率

=最終納付税額/法人税本則上の課税所得

(1)

と表すことができる<sup>6)</sup>。これから明らかなように、この指標は租税負担率を、いわば制度によって決定された形式的な所得に対する納税額の比率として定義している。しかし、問題とすべきは企業が当該期間にあげた所得(経済的所得)がどれだけの税を負担したかということである。各種の租税特別措置等により課税所得と経済的所得は、必ずしも一致しないであろう。したがって、平均実効税率を定義する際の第1の課題は、経済的所得をどのように定義し、計測するかという問題である。

さらに、実質税負担率の分子に、企業の支払った税額が採られていることにも問題がある。租税の軽減措置が所得控除や税額控除のように免税になるものであれば、それでもよいが、非課税引当金・準備金制度のように課税の繰延べによって軽減効果が発生するものについては、後年度において税負担が増加する(これを取り戻し効果という)ことになる。企業は、当然この後年度の税負担の増加を予期して行動しているはずであり、税負担の計測に当たっても、すくなくとも概念的には免税と課税の繰延べとの違いを考慮しなければならない。

さて、課税所得から離れて経済的所得を用いて平均実効税率を定義するに当たって、もう1つ考慮すべき重要な問題がある。それはインフレが課

税所得を経済的所得からどのように乖離させ、税負担にどのような影響を与えたかという問題である。第1次石油危機を契機に世界各国は激しいインフレを経験した。1980年代に入ると日本の物価上昇率は低下したが、アメリカでは依然として高いインフレが続いた。したがって国によってまた時期によってインフレの状態が異なるときには、インフレが税負担に及ぼす効果を無視することができない。

インフレが税負担に与えた効果の研究としては、Feldstein 他による一連の分析がある<sup>7)</sup>。これはインフレが法人企業ならびに法人への資金の供給者(株主と債権者)の税負担にどのような影響を与えたかを分析したものである。具体的にはインフレの効果を①減価償却不足、②在庫評価益、③債務者利得の3つの側面から分析している。また、同一の手法による分析は、野口(1984)によってわが国を対象に行われている。しかし、残念ながらこれらの分析は国民経済計算上の法人企業を対象にしたものである。われわれは、税務統計をベースに、黒字企業の所得を対象にインフレ調整を行い、税負担率の計測を行う。

以上の議論から、平均実効税率の概念を定義するに当たって、次の諸点の考察が重要である。第1に、租税を支払う源泉となる所得については、税法の規定から離れて経済的所得を明確に定義する必要がある。このとき、インフレによる所得の名目的変化を除去しなければならない。第2に、非課税引当金・準備金や特別償却制度のように課税の繰延べによって租税軽減効果が生じるものについては、将来の取り戻し効果を考慮する必要がある。

### 3. 平均実効税率の定義

前節では従来の議論を検討しながら、平均実効税率を定義するにあたってのわれわれの基本的な

6) 最終納付税額を  $T_f$ 、租税特別措置による減収額を  $T_s$ 、実効税率を  $t$  とすると、

$$\text{実質税負担率} = t \left[ 1 - \frac{T_s}{T_f + T_s} \right] = t \frac{T_f}{T_f + T_s}$$

と表せる。ここで実際の課税所得を  $Y_t$ 、法人税法の本則にしたがって定義された所得を  $Y$ 、租税特別措置による所得控除額を  $X$ 、 $T_0$  を税額控除とすると、

$$T_f = tY_t - T_0 = t(Y - X) - T_0,$$

$$T_s = tX + T_0$$

と表せるので、上式の分母は

$$T_f + T_s = tY$$

となる。すなわち、実質税負担率は最終納付税額と法人税法本則上の課税所得との比率として表せる。企業活力研究所(1984)を参照せよ。

7) Feldstein-Summers (1979), Feldstein-Dicks = Mireau-Poterba (1983)を参照せよ。また個別企業の財務データを用いてインフレの効果を分析したものは Ando-Auerbach (1985)がある。しかし、そこでは租税の取り戻し効果については考慮されていない。

考え方を述べた。そこで本節では、実際のデータを用いて計測が可能なように、平均実効税率をより具体的に定義する。

いま、将来の取り戻し効果を考慮したときの税額を「究極的税負担額」と呼ぶことにすれば、われわれの税負担率の指標すなわち平均実効税率は、

$$\text{平均実効税率} = \text{究極的税負担額} / \text{経済的所得}$$

(2)

で定義される。そこで以下では、経済的所得と究極的税負担額を順に定義する。

### 3.1 経済的所得

まず、分母の経済的所得から検討しよう。経済的所得とは、一定期間に企業が財および人的・資本サービスを投入したことによって得た利益のことであるが、はじめにインフレを考慮しないときの経済的所得を定義し、次にインフレの影響を考慮することにする。インフレを考慮しないとき(インフレ調整前)の経済的所得を経済的所得  $I$  とすれば、

$$\text{経済的所得 } I = S - C - [\text{経済的減価償却費 } T]$$

(3)

で示される。ここで、 $S$  は当該期間の売上げ、 $C$  は原材料費、人件費等の経常費用であるが、減価償却費、非課税引当金・準備金への繰入れ額は含んでいない。経済的減価償却費  $T$  は資産の経済的価値の減耗に基づく減価償却費であるが、ここではインフレを考慮していないので、経済的減価償却費  $T$  は簿価(取得時価格)をもとに算出されている。他方、課税所得は

課税所得

$$\begin{aligned} &= S - C - [\text{所得調整}] - [\text{前年の法人事業税}] \\ &\quad - [\text{非課税引当金・準備金の損金算入額}] \\ &\quad - [\text{益金算入額}] \\ &\quad - [\text{税務上の減価償却費}] \end{aligned}$$

(4)

で示される。ここでは所得調整とは、企業会計上の所得と税務上の所得との差を調整するもので、以下では受取配当の益金不算入額と交際費を取り上げた。すなわち、法人の受取配当は  $S$  の中に含まれているが、課税上は全額が益金に算入されるのではない。この益金不算入額が所得調整に含まれる。あるいは、現在わが国では大企業について

は交際費は課税所得を計算する際、損金とすることを認められない。その交際費が事業を遂行するのに必要なものならば、 $C$  の中に計上されているから、所得調整の中にマイナスの項目として入らしたがって、所得調整は次のように表せる<sup>8)</sup>。

所得調整 = 法人受取配当益金不算入

− 交際費損金不算入 (5)

次の[前年の法人事業税]は法人所得に対する地方税の調整である。日米両国とも、法人所得に対しては地方政府も課税をしている。日本では、法人所得に対して法人住民税、法人事業税が課されているが、このうち法人事業税については、前年の納税額を今年の法人所得を計算する際に費用として利益から控除することが認められている。これを法人事業税の認定損という。一方アメリカでは、当年度に支払った地方税を当年度の法人税の課税所得から控除することが認められている。したがって、上式の「前年の法人事業税額」のかわりに、「法人所得に対する地方税の当年支払い額」とすればよい。なお地方税制は、日本の場合には地方による差異はほとんどないが、アメリカでは州によって税制はさまざまである。ここでは地方税収の合計額を取り上げ、州による違いは無視する。

非課税引当金・準備金については、たとえ法人税法の本則で認められたものであろうと(引当金)、租税特別措置で認められたものであろうと(準備金)、その実態は課税所得を調整する手段として利用されていたといつてよいだろう<sup>9)</sup>。したがって、非課税引当金・準備金への積み立て額は経済的所得の算定において費用に計上しない。つまり  $C$  の中に含めない(同様に、取り崩し額は益金に計上しない、つまり  $S$  の中に含めない)ので、課税所得を計算する際には(4)式のように調整する

8) 交際費については、全額損金に算入すべきか否かについて議論の余地はあるが、本稿では税務統計上の損金不算入額をすべて必要な費用と認めて計測を行った。また、寄付金についても検討の余地があるが、ここでは無視している。アメリカのケースでは、地方債利子受取額(非課税)などさらにいくつかの項目がこれに含まれる。

9) 非課税引当金・準備金制度の利用の実態については、田近・油井(1984)、(1985)で検討した。

必要がある。

さて一般に経済的所得  $I$  と課税所得が一致する保証はない。実際(3), (4)式より

$$\begin{aligned} \text{経済的所得 } I &= \text{課税所得} \\ &+ [\text{所得調整}] + [\text{前年の法人事業税}] \\ &+ [\text{非課税引当金・準備金の損金算入額} \\ &\quad - \text{益金算入額}] \\ &+ [\text{税務上の減価償却費} \\ &\quad - \text{経済的減価償却費 } I] \end{aligned} \quad (6)$$

となる。これより企業会計上の所得概念と税務上のそれとの違いおよび法人税事業税の認定損に加えて、課税所得が経済的所得  $I$  から乖離する要因として次の2点をあげることができる。すなわち、

- (i) 税務上、事前に費用化を許された非課税引当金・準備金のうち、当該期間中に現実の費用とならない(積み立てられたまま次期以降に繰り越される)ものがあること、
- (ii) 償却資産の経済的価値の減耗を表す経済的減価償却率と税法で認められた減価償却率が異なること

である。

以上の議論では、インフレが課税所得に及ぼす効果を考慮しなかった。しかし、戦後の世界経済ではむしろインフレが常態化し、インフレが課税所得に、また税負担にどのような影響を与えたかは重要な問題である。そこで次に、インフレが経済的所得と課税所得との間にどのような乖離をもたらすかを検討する。

一般に、インフレは次の3つの側面で課税所得に影響を与えると考えられる。その第1は、インフレ期における減価償却費不足の問題である。税務上の減価償却費が資産の取得時の価格(簿価)を基準に計算されているとき、インフレによって資産の再取得価格が上昇するならば、時価(再取得価格)に比べて税務上は減価償却費を過小に計上していることになる。したがって、インフレ調整後の経済的所得を求めるには、経済的減価償却費は簿価ベースの経済的減価償却費を資産価格の上昇に見合った分だけ増加させねばならない。

インフレが課税所得に与える第2の効果は、債務者利得である。企業が負債を発行しているとき、

税務上、負債に対する名目利子支払い(=名目利子率×債務残高)を費用として利益から控除することが認められている。しかし、企業にとっての利子支払いの実質コストは実質利子率(=名目利子率-インフレ率)×債務残高である。したがって、インフレ期においてはインフレ率×債務残高だけ課税所得は圧縮されているので、インフレ調整後の経済的所得を求めるには債務者利得の分をインフレ調整前経済的所得に付け加えなければならない。

第3の側面は、期末棚卸し資産の評価額がインフレ期に過大評価となることから発生する。企業の利益を計算する際の原価は、「期首棚卸し資産額+期中仕入れ額-期末棚卸し資産額」として求められる。インフレ期においては、棚卸し資産の価格が上昇し、期末の在庫評価額が名目的に上昇する。その結果、原価が過小に計上され、利益(課税所得)が水増しされる。インフレ調整後の経済的所得を求めるに当たっては、この水増し利益を除去せねばならない。以下ではこの水増し利益を在庫品評価益と呼ぶ。

経済的所得  $I$  に以上の減価償却費、債務者利得、在庫品評価益の3項目について調整を加えたものが、インフレ調整後の経済的所得である。これを経済的所得  $II$  で表すと、

$$\begin{aligned} \text{経済的所得 } II &= \text{経済的所得 } I \\ &+ [\text{経済的減価償却費 } I \\ &\quad - \text{経済的減価償却費 } II] \\ &+ [\text{債務者利得}] - [\text{在庫品評価益}] \end{aligned} \quad (7)$$

で定義される。ここで右辺第2項の経済的減価償却費  $II$  は、再取得価格ベースの経済的減価償却費である。これら3項目のうち、インフレは債務者利得を通じて課税所得をインフレ調整後の経済的所得よりも縮小させる方向に、また減価償却費不足と在庫品評価益は課税所得を拡大する方向に作用する。

(6)と(7)式を合わせて、課税所得とインフレ調整後の経済的所得との関係を示しておこう。

$$\begin{aligned} \text{経済的所得 } II &= \text{課税所得} + [\text{所得調整}] \\ &+ [\text{前年の法人事業税額}] \\ &+ [\text{非課税引当金・準備金の損金算入額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & - \text{益金算入額}] \\
 & + [\text{税務上の減価償却費} \\
 & - \text{経済的減価償却費 } I] \\
 & + [\text{経済的減価償却費 } I \\
 & - \text{経済的減価償却費 } II] \\
 & + [\text{債務者利得}] - [\text{在庫品評価益}] \quad (8)
 \end{aligned}$$

課税所得に「所得調整」からインフレ調整前の減価償却費調整までの項目を加えるとインフレ調整前の経済的所得が得られ、さらに3つの調整を加えるとインフレ調整後の経済的所得が求められる。

### 3. 2 究極的税負担額

次に、分子の究極的税負担額について検討しよう。前述のように、この概念は非課税引当金・準備金および特別償却制度によって課税の繰延べが行われるとき、将来の取り戻し効果を考慮するために必要となる。

はじめに国税について究極的税負担を考える。非課税引当金・準備金制度の場合から検討しよう。以下では説明の便宜上、減価償却費は無視する。いま、非課税引当金・準備金から今期、 $R_{out}$ だけ取り崩し、また  $R_{in}$  だけ非課税引当金・準備金に積み立てるとする。まず取り崩し額については、今期  $R_{out}$  の非課税引当金・準備金を取り崩すことは、過去にそれを積み立てた時点ですでに決定されているものとする。つまり、今期の企業の意思決定にとっては  $R_{out}$  は与件であると想定する。一方、今期に積み立てた  $R_{in}$  については、企業はそれを  $j$  期間保有したのち取り崩すと期待していると仮定する。したがって、税率を  $\tau$  とすると、企業は  $\tau R_{in}$  の租税支払いを  $j$  期間繰り延べることができる。以上より、今期  $R_{in}$  積み立てたことによる究極的税負担額を次のように定義することができる。

究極的税負担額

$$= \tau(S - C + R_{out}) - \tau[1 - 1/(1+i)^j]R_{in} \quad (9)$$

右辺第1項は、今期に非課税引当金・準備金をまったく積み立てなかったときに支払う税額である。第2項は名目利率を  $i$  としたとき、今期  $R_{in}$  積み立てたことによる、将来の租税取り戻しを考慮した租税節約額を示している。企業にとって現

時点での問題は、非課税引当金・準備金にいくら積み立てるかということであり、これに関係する要因は現時点における見掛け上の節税額  $\tau R_{in}$  ではなくて、取り戻し効果を考慮した(9)式の右辺第2項である。

減価償却制度の究極的税負担額も同様に考えることができる。以下では説明の便宜上、非課税引当金・準備金を無視する。いま企業が今期  $I$  の投資を行うとしよう。このとき企業にとっての本来の費用は耐用期間にわたって発生する各期の経済的償却費である。ところが一般に税務上認められる償却率は経済的償却率とは異なる。たとえば資産の耐用期間の初期により多くの償却を認める特別償却制度あるいは加速償却制度が多く国で設けられている。もし税務上費用化される償却費が経済的償却費よりも大きければ、企業は減価償却制度を利用することによって税額を減らすことができる。しかし耐用期間の初期により多く償却すれば、後の期間の償却費はかえって減少し、税額は増加することになる。これが特別償却制度による租税の取り戻し効果である。この取り戻し効果を考慮するためには、耐用期間全体を通して税務上どれだけの減価償却が認められるか、減価償却費の割引現在価値を見る必要がある。

かくして、税務上の減価償却制度を利用することによる企業の主観的な租税節約額は、現在価値でみて、税務上、経済的償却費をどれだけ上回って償却できるかに依存する。したがって、今期  $I$  の投資を行ったときの究極的税負担額を次のように定義することができる。

究極的税負担額

$$= \tau[S - C - (D - D_I)] - \tau(Z_s - Z_e)I \quad (10)$$

ただし、 $D$  は今期の税務上の減価償却費であり、 $D_I$  はそのうち今期の投資から生じた減価償却費である。したがって  $D - D_I$  は今期の税務上の減価償却費のうち過去の投資に基づく部分であり、現時点では所与とみなされる。また  $Z_e$  は投資1単位当たりの、経済的減価償却率に基づく将来の減価償却の割引現在価値を、 $Z_s$  は特別償却を含む税務上の償却率に基づいたそれを示す。

(10)式右辺第1項は、今期まったく投資を行わ

ないときの支払い税額であり、(9)式の右辺第1項と同様に過去の行動によって今期に支払わねばならない税額を示している。一方第2項は、もし  $Z_s > Z_e$  ならば、今期  $I$  だけ投資することにより、現在価値でみて、どれだけ税を減らせるかという企業にとっての主観的な節税額を表している。しかし現実にはインフレ状況において簿価ベースでの税務上の減価償却は償却不足を引き起こし、 $Z_s < Z_e$  となることがある。このときには投資を行うことにより、企業の主観的税負担は増加する。

(9)、(10)式によって非課税引当金・準備金および特別償却に関する究極的税負担額が定義された。しかし、これらの式の  $S$  あるいは  $C$  等の変数は直接観察することはできない。そこで、税法にしたがって計算される税額を利用して、究極的税負担額を計測可能な形に書き換えることにする。

税額控除前の税額を算出税額と呼ぶが、これは次のように示される。

$$\text{算出税額} = \tau[S - C + (R_{out} - R_{in}) - D] \quad (11)$$

算出税額から税額控除を引いたものが企業の納税義務額となる。(9)、(10)式を統合し、(11)式を利用すると、究極的税負担額の公式として

$$\begin{aligned} \text{究極的税負担額} = & \text{算出税額} - \text{税額控除} \\ & + \tau[R_{in}/(1+i)^t] + \tau[D_I - (Z_s - Z_e)I] \end{aligned} \quad (12)$$

を得る<sup>10)</sup>。

(12)式は企業の納税義務額に2つの調整を加えたものが究極的税負担額となることを示している。すなわち、右辺第2項に示された  $R_{in}$  の非課税引当金・準備金への積み立てによる取り戻し効果と、第3項に示された経済的減価償却を上回る税務上の減価償却費の効果である。したがって、究極的税負担額とは今期  $R_{in}$  の積み立てあるいは  $I$  の投資を行うことにより、最終的に支払わなくてはならない企業家にとってのいわば主観的な税負担の

ことである。

これまでは国税について究極的税負担額を検討してきたが、次に地方税を導入する。上述の究極的税負担額の定義式(12)の算出税額として、法人税の他に法人所得に対する地方税が加えられることはいうまでもない。日本の場合には法人事業税の認定損があるため、さらに調整が必要となる。先に述べたように、今年度の法人事業税は、翌年度の課税所得から控除される。したがって、翌年度の法人税および地方税はその分減額される。

いま、今年度の法人事業税を  $L$ 、法人税および法人住民税による法人所得への課税率を  $u$ 、法人事業税率を  $v$  とする。今年度、法人事業税を  $L$  支払うことによって、翌年度には課税所得がその分減り、税額は  $(u+v)L$  だけ減少する。この内、法人事業税の減少分  $vL$  は、翌々年度の課税所得をその分増加させ、税額を  $(u+v)vL$  だけ増加させる。 $v^2L$  の法人事業税の増加はその次の年の税額を減少させるというように、このプロセスが続く。したがって、法人事業税を  $L$  支払うときの究極的税負担額は最終的に、

$$\begin{aligned} \text{法人事業税の究極的税負担額} \\ = L - [(u+v)/(1+i+v)]L \end{aligned} \quad (13)$$

で示される<sup>11)</sup>。右辺の第2項は法人事業税が費用として認められることから発生する将来の租税軽減効果を示している。かくして、地方税を考慮したときの究極的税負担額は次式で示される。

$$\begin{aligned} \text{究極的税負担額} = & \text{算出税額} + \tau[R_{in}/(1+i)^t] \\ & + \tau[D_I - (Z_s - Z_e)I] \\ & - [(u+v)/(1+i+v)]L \end{aligned} \quad (14)$$

ただし、ここでの算出税額には地方税を含み、また  $\tau$  も地方税を考慮したときの税率である<sup>12)</sup>。

#### 4. 平均実効税率の計測

##### 4.1 資料と計測方法

前節の検討に基づいて、日米の法人企業の平均

10) (12)式では企業の納税義務額に対応させるため税額控除を明示した。税額控除としては、わが国では試験研究費の税額控除等を、アメリカについては投資税額控除の他雇用機会創出税額控除などの一般税額控除等を取り上げたが、外国税額控除や所得税の税額控除等は含まれない。

11) 田近-林-油井(1987)を参照せよ。

12) 厳密には、 $\tau$  も法人事業税の認定損を考慮した税率を用いるべきであるが、ここでは税額を課税所得で割った税率を用いている。田近-林-油井(1987)を参照せよ。

実効税率を計測する。計測結果を示す前に、計測方法の概要を述べる。

以下では、日米の製造業に属す法人企業を対象に計測を行う。計測で利用した基本的統計は日米とも税務統計である。日本の『税務統計から見た法人企業の実態』、アメリカの *Statistics of Income: Corporation Income Tax Returns* がそれである。経済的減価償却、債務者利得、在庫評価益の推計のためには、各種資産、負債残高等のバランス・シートのデータが必要であるが、日本の税務統計からはこれらのデータを入手できない。そこで、『法人企業統計年報』よりこれらのデータを援用したが、そこでは黒字企業と赤字企業の区別をしていない。そのため本稿では、まず『法人企業統計年報』の全法人ベースのデータを用いて経済的減価償却、債務者利得、在庫品評価益の推計を行い、それらを税務統計の黒字企業ベースのデータへ変換した<sup>13)</sup>。アメリカの税務統計にはバランス・シートがついており、さらに黒字企業のみを対象とするデータも利用することができる。

経済的減価償却率は、アメリカについては Hulten-Wyckoff (1981) の 33 資産別の経済的減価償却率が利用できる。これと資産別の投資構成比を用いて年々の経済的減価償却額を推計した。投資構成比は *Survey of Current Business* に掲載された 1963, 67, 72, 77 年の Capital Flow Table より推計した。経済的減価償却の割引現在価値  $Z_e$  は資産別に求めたものを投資構成比で加重平均した<sup>14)</sup>。

わが国の経済的減価償却率については、研究の蓄積が少なくまた見解は一致していない。そこ

で以下では、アメリカと同様に Hulten-Wyckoff (1981) のデータを利用する。税負担の日米比較という本稿の目的からすれば、むしろ同一の経済的減価償却率を用いた方が税制の差異をより明確にすることができると考えられる。投資の資産別構成比は産業連関表の固定資本マトリックスをもとに推計した。年々の経済的償却額、割引現在価値はアメリカのケースと同様に求めてみた。

税務上の減価償却率は、日本については昭和 54 年の国富調査で示されている耐用年数をもとに、定率法を仮定しさらに特別償却制度を加味して推計した。アメリカについては Jorgenson-Sullivan (1981) から資産毎の法定耐用年数をもとに、200%あるいは 150% 定率法から級数通減法もしくは定額法への切り替えを仮定して推計した。

非課税引当金・準備金は日本では貸倒引当金、退職給与引当金、価格変動準備金を、またアメリカでは貸倒引当金を取り上げた。保有期間は、退職給与引当金のみ 12 年間で、その他のものは毎期洗い替えを仮定した。また、債務者利得は日本については『法人企業統計年報』から求めた純債務残高<sup>15)</sup>と国内卸売物価指数(工業製品)の変化率から推計した。アメリカについては税務統計と生産者価格指数(工業製品)を利用した。在庫品評価益は、日米とも基本的には国民経済計算上の在庫評価調整額を採用し、黒字法人に対応するように調整して利用した。

#### 4. 2 計測結果 1: 経済的所得

次に、計測結果を検討する。本稿で定義した平均実効税率は、究極的税負担という概念を取り入れたことにより、企業が主観的に予想している税負担率を表すものである。もう 1 つの考え方としては、究極的税負担という概念をとらず、企業が

13) 法人企業統計の全法人データから税務統計の黒字企業データへの変換は、経済的減価償却については、両統計の実際の減価償却費の比率を用いた。債務者利得、在庫品評価益については両統計の売上額(営業収入)の比率を用いた。

14) 減価償却の割引現在価値  $Z_e$ ,  $Z_e$  を求めるに際して、名目の割引率は次のものを用いた。

$$\text{名目割引率} = \alpha(1-\tau)i + (1-\alpha)i$$

ここで  $\alpha$  は借入れによる資金調達比率、 $\tau$  は地方税を含む制度上の法人税率、 $i$  は名目利率である。 $i$  としては日本では利付き電電債の利回り、アメリカでは Baa の利回りをういた。 $Z_e$  を求めるときの実質割引率は名目割引率の期間平均を用いた。

15) 純債務残高として、日本では『法人企業統計年報』から{支払手形、買掛金、長期短期借入金、社債}の合計額から{現金、預金、受取手形、売掛金}の合計額を引き、その期首期末平均額を取った。アメリカでは税務統計の黒字企業のバランスシートから{買掛金、短期負債、その他の流動負債、株主よりの借入れ、長期負債}の合計額と{現金、売掛金、政府証券投資、その他の流動資産、株主への貸付、抵当証券}の合計額の差額の期首期末平均を用いた。



表 1 課税所得・経済的所得

(A) 日 本

(単位%)

年	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	課税所得	経済的所得 I	課税所得							
	経済的所得 I	経済的所得 II	経済的所得 II			準備金	調整 I	調整 II		評価益
1970	73.3	95.8	70.2	-0.2	6.7	4.3	14.9	-2.2	6.0	-0.3
1971	69.9	103.2	72.2	0.1	9.6	3.2	18.2	-1.7	-2.5	-1.0
1972	72.8	102.9	74.9	-0.3	7.9	4.7	15.8	-3.4	12.4	11.8
1973	76.0	90.0	68.4	-0.4	4.8	5.0	12.2	-8.2	46.5	28.3
1974	74.8	80.8	60.5	-0.3	5.8	5.3	9.6	-10.1	38.6	9.3
1975	73.1	110.6	80.8	-1.6	15.9	2.1	13.4	-11.7	7.4	6.2
1976	76.7	98.4	75.5	-0.7	7.3	3.5	12.8	-11.0	21.3	8.6
1977	77.5	102.3	79.2	-1.4	7.8	5.0	11.6	-10.5	5.7	-2.5
1978	79.4	113.6	90.2	-1.5	10.1	2.4	12.4	-12.0	-3.2	-1.6
1979	82.4	115.7	95.3	-1.6	8.1	3.0	11.0	-13.0	28.3	31.0
1980	83.7	89.1	74.6	-1.4	6.7	1.5	7.7	-9.6	26.3	5.8
1981	82.9	113.6	94.2	-2.0	10.5	0.9	10.0	-10.0	0.6	4.1
1982	84.2	108.1	91.0	-2.0	11.0	-1.9	9.9	-9.0	0.6	-0.4
1983	83.5	108.3	90.4	-3.5	10.9	-0.3	10.7	-8.7	-2.5	-2.9
1984	84.2	107.1	90.2	-3.0	8.8	1.9	9.2	-6.7	0.5	0.9
1985	84.1	99.3	83.5	-2.7	8.1	1.8	8.6	-5.1	-1.8	-7.6

(B) アメリカ

(単位%)

年	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	課税所得	経済的所得 I	課税所得							
	経済的所得 I	経済的所得 II	経済的所得 II			準備金	調整 I	調整 II		評価益
1970	86.3	117.6	101.5	-0.5	5.5	0.8	10.3	-8.5	-0.6	8.6
1971	87.1	114.1	99.4	-0.7	4.3	0.6	10.4	-9.3	-0.3	4.5
1972	85.3	115.4	98.4	0.6	4.7	0.4	11.3	-9.6	-0.2	5.6
1973	84.5	123.6	104.5	2.1	5.1	0.7	11.3	-8.6	0.4	15.3
1974	81.9	131.0	107.4	6.1	4.6	1.6	11.4	-10.0	6.4	27.4
1975	87.2	114.5	99.8	-0.5	4.7	-0.5	11.1	-12.9	4.4	6.0
1976	87.2	116.6	101.6	0.7	4.1	0.2	9.9	-11.7	1.7	6.5
1977	87.3	117.8	102.8	-0.9	4.6	1.2	10.0	-11.7	1.1	7.2
1978	89.5	119.7	107.1	-2.5	4.9	-0.1	10.3	-12.6	1.4	8.5
1979	90.1	124.7	112.3	-3.3	5.0	0.5	10.1	-13.7	3.8	14.7
1980	88.6	123.5	109.4	-4.0	6.2	1.7	10.2	-14.9	4.5	13.1
1981	87.3	124.6	108.8	-5.3	6.7	0.2	14.2	-16.8	-0.4	7.5
1982	79.3	123.6	98.0	-4.0	7.6	1.2	20.8	-19.4	-1.2	3.1
1983	79.8	119.4	95.3	-4.0	6.6	-0.5	22.1	-16.3	-0.6	2.5
1984	79.2	116.9	92.6	-4.0	6.5	0.9	20.9	-13.9	-1.3	1.7
1985	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

注) 第4欄から第10欄までは本文(8)式の右辺の各項に対応しており、経済的所得 II に対する比率で表されている。

経済的所得の中から各年度において実際にどれだけの税を支払ったかを税負担の指標とすることもできる。はじめにも述べたように、このときには課税の繰延べの効果等を考慮できないが、企業の税負担を考えるとこの指標も十分意味はある。そこで以下では両者を比較しながら検討しよう。

計測結果は、表 1, 2 と図 1, 2 にまとめられてい

る。まず表 1 は課税所得と経済的所得を示している。はじめに税務上の種々の措置が課税所得をインフレ調整前経済的所得からどのように乖離させたかを検討する。第 1 欄は課税所得とインフレ調整前の経済的所得 I の比率を示している。これによると、日米ともに一貫して経済的所得 I の方が大きい。つまりインフレを考慮しない場合には、税務上は、経済的費用以上に費用を計上する(な

いしは利益を小さく計上する)ことが行われているということが出来る。ただし、時系列的に見ると日本では両者の乖離は縮小傾向にあるのに対し、逆にアメリカでは拡大傾向にある。

次にその差をもたらした要因をみると、両国では大きな相違がある。課税所得をインフレ調整前経済的所得から乖離させる要因は(8)式で示されたが、その各要因をインフレ調整後経済的所得に対する比率で表したのが表1の第4欄から第7欄である。これから次の特徴を指摘できる。

まず、日本のケースから見ると、4つの項目の中で第7欄の減価償却調整Iすなわち税務上の加速的減価償却の効果が大きい。とくに分析期間のはじめの頃に大きく、最近では縮小している。アメリカの分析結果と比較すると、減価償却調整の効果が最も大きい点は日本と同じである。分析期間当初は日本の方が大きかったが、1982年以降アメリカの大きさはそれ以前の2倍以上になっている。これはいうまでもなくACRSの効果である。

次に大きいのは日米とも地方税の認定損(第5欄)であり、日本では第6欄の非課税引当金・準備金の効果がそれに次ぐ。しかし非課税引当金・準備金の効果は近年急速に低下し、1982, 83年には益金算入額の方が損金算入額よりも多くなっている。他方アメリカでは地方税の認定損については日本よりやや小さく<sup>16)</sup>、また第6欄の非課税引当金・準備金の効果は無視できるほど小さい。第4欄の所得調整の項目は日米両国ともほとんどの年でマイナスの値を示しているが、アメリカの方が(絶対値で)若干大きい。

次に、インフレが経済的所得に与えた効果を比較する。第2欄はインフレ調整後経済的所得に対するインフレ調整前経済的所得の比率を示している。これによると日本では高インフレ期にはインフレ調整後の経済的所得の方がインフレ調整前経

済的所得より大きくなったのに対して、アメリカでは一貫してインフレ調整前経済的所得の方がインフレ調整後のものより大きかった。つまり、アメリカではつねにインフレは経済的所得を減少させるように作用したのに対し、日本ではインフレは経済的所得を拡大した。

こうした相違をもたらした要因は、第8欄から10欄に示される。このなかでもっとも大きな要因は、第9欄のインフレによる債務者利得の差である。1970年代の半ばには、日本ではインフレ調整後の経済的所得の40%前後の債務者利得が発生していたが、アメリカではその比率は高いときで6%くらいである。これはいうまでもなく、日米企業の資金調達構造の違いによる。

第8欄のインフレによる資産の減価償却不足は両国とも発生している。当然高インフレ期には大きな償却不足が発生している。近年日本ではインフレの終息にともないこの値は低下しているが、アメリカでは依然として大きい。第7欄と第8欄を合わせると、税務上の加速償却がインフレによる償却不足を相殺し得たかどうかを知ることが出来る。容易にわかるように、70年代後半から80年代はじめにかけて両国とも償却不足が残る。しかし、近年になって両国とも償却不足は縮小または解消したが、その理由は日本ではインフレの終息であるのに対し、アメリカでは加速償却制度(ACRS)の導入であることは注目される。

在庫品評価益は第10欄が示すように年々大きく変動しているが、アメリカでは一貫してインフレによる水増し利益が発生している。在庫品評価益の大きさはインフレ率とともに在庫評価の方法に依存する。インフレ期にはLIFO(後入先出法)を採用するのに比べ、FIFO(先入先出法)を採用すると期末在庫評価額は増加し、したがって在庫評価益が大きくなる。アメリカではLIFOを採用している企業が少ないことによるのかもしれない<sup>17)</sup>。

16) 地方税のデータは、日本では『地方財政統計年報』より全業種一括の税収をとり、それを法人税の算出税額のシェアで按分して製造業の税収とした。アメリカのデータは、*Statistical Abstract of The United States* 記載の Census of Government から法人所得に対する州税のデータをとり、それを法人税収のシェアで按分して製造業の税収とした。

17) King-Fullerton(1984)によれば、1979年では製造業の30%しかLIFOを採用していない。しかし、本間他(1984)によれば、わが国でLIFOを採用している企業はほとんどない。ただし、これらはいずれも件数(ないしは企業数)の比率である。

表 2 制度上の税率・平均実効税率

(単位%)

年	日 本				ア メ リ カ			
	制度上の税率		平均実効税率		制度上の税率		平均実効税率	
	税額控除前	税額控除後	A	B	税額控除前	税額控除後	A	B
1970	51.3	51.3	36.0	52.9	53.2	51.9	52.7	62.3
1971	51.1	51.1	36.9	54.5	51.1	49.6	49.3	55.7
1972	51.0	50.6	37.9	53.0	51.5	48.7	47.9	54.3
1973	51.7	51.2	35.1	48.2	51.5	48.4	50.6	57.6
1974	54.1	53.5	32.3	45.3	51.0	47.9	51.4	60.2
1975	56.7	56.4	45.5	62.5	51.1	47.0	46.9	55.0
1976	56.9	56.5	42.7	55.6	50.6	45.1	45.9	52.5
1977	57.2	56.8	45.0	56.5	50.9	45.0	46.3	54.1
1978	55.9	55.3	49.9	62.6	50.8	44.5	47.7	55.2
1979	56.8	56.1	53.5	65.3	48.6	41.9	47.1	56.0
1980	56.5	55.8	41.6	50.8	50.0	43.8	47.9	59.1
1981	59.2	58.4	55.0	66.6	50.4	41.7	45.3	57.4
1982	60.4	59.5	54.2	61.9	52.0	42.8	42.0	54.1
1983	59.1	58.4	52.8	62.2	51.3	42.9	40.9	48.0
1984	60.4	59.7	53.9	62.4	50.9	42.7	39.5	48.2
1985	61.0	60.1	50.1	57.7	.	.	.	.

注) 制度上の税率(税額控除前)=算出税額(含地方税)/課税所得である。税額控除後の制度上の税率は、分子の算出税額の代わりに、算出税額から税額控除を引いた納税義務額に置き換えて計算したものである。

平均実効税率 A は納税義務額をインフレ調整後経済的所得で割ったものであり、平均実効税率 B は分子を究極的税負担額に置き換えて計算したものである。

最後に、以上の分析をまとめて課税所得とインフレ調整後経済的所得との乖離を見よう。第3欄はインフレ調整後経済的所得に対する課税所得の比率を示している。日本では一貫して課税所得はインフレ調整後経済的所得よりも小さい。これは非課税引当金・準備金や特別償却、そしてインフレによる債務者利得などによってもたらされた課税所得の侵食の方が、インフレによる償却不足や在庫の水増し利益による課税所得の拡大を上回っていたことを示す。とくに高インフレ期にはそれが一層顕著である。他方、アメリカではインフレによる課税所得の拡大の方が支配的であり、とくに高インフレ期には課税所得はインフレ調整後経済的所得を大きく上回っていた。このようにインフレが課税所得に与えた効果が日米両国において対照的なのは、主として上述の債務者利得の大きさの違いによるものである。また、近年では加速償却の効果が現れ、課税所得はインフレ調整後経済的所得よりも小さくなっている。

#### 4.3 計測結果 2: 平均実効税率

次に、このようにして求めた経済的所得を用い

て計測された平均実効税率を検討する。表2および図1,2は平均実効税率を示している。ここでは比較のため、制度上の税率(=地方税を含む算出税額/課税所得)も合わせて示している。企業の納税義務額をインフレ調整後経済的所得で割った平均実効税率を平均実効税率 A とし、さらに租税の繰戻し効果を考慮したときの平均実効税率を平均実効税率 B とする。

まず表2の第1欄と第2欄はそれぞれ税額控除前後の制度上の税率を示す。両者は日本ではほとんど等しいが、アメリカでは大きく異なり、税額控除は税率の3~9%の低下をもたらしている。また図1から、税額控除後の制度上の税率は分析期間を通して、日本では上昇を示しているのに対し、アメリカでは低下していることがわかる。この税率は、中小企業への軽減税率等を考慮した実質的な法定税率と見ることができ、近年では日米間でかなりの差が生じている。

次に、究極的税負担額を考慮する前の平均実効税率 A は、表2の第3欄と図1に示されている。制度上の税率との違いは、分母にインフレ調整後

図1 制度上の税率・平均実効税率

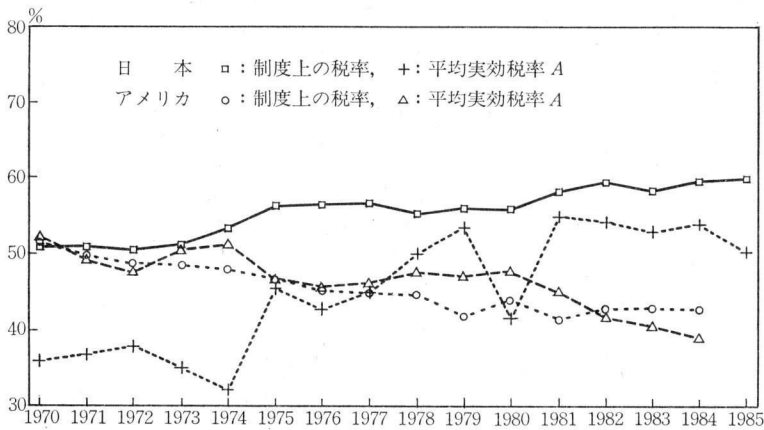
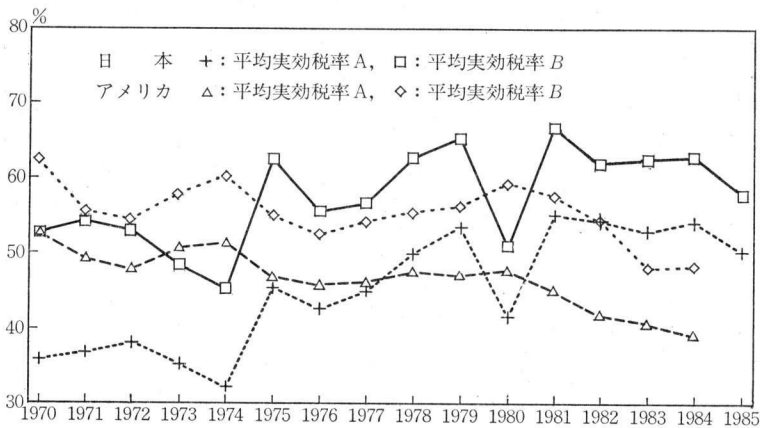


図2 平均実効税率 A, B



の経済的所得を取っていることである。この税率は日本では、制度上の税率と同様に上昇傾向を示しているが、短期的にはかなりの変動を示している。日本の税率の1975年の急激な上昇は債務者利得の減少による。また1979年から80年にかけての急激な低下は債務者利得が依然として高水準にあったにもかかわらず在庫品評価益が激減したためである。一方、アメリカの平均実効税率Aは趨勢的に低下し、とくに近年その傾向は著しい。日米の平均実効税率Aを比較すると、当初は日本の税率の方がかなり低かったが、その後格差は縮小傾向にあった。そして1970年代末以降は逆に日本の税率の方が高くなり、近年には格差は再び拡大している。

しかし、図1では究極的税負担額が考慮されていない。近年のアメリカの税率の急激な低下はACRSによる加速的な減価償却によるものかもしれない。そのときには、将来租税の取り戻し効果が発生する。そこで次に、究極的税負担を考慮したときの平均実効税率Bを検討しよう。これは表2の第4欄及び図2で示される。まず日本についてみると、2つの平均実効税率の間の乖離は1970年代はじめの15%から近年では10%以下に縮小している。これは非課税引当金・準備金の減少を反映している。他方アメリカでは両者の差は1980年代はじめにやや拡大している。アメリカでは非課税引当金・準備金は無視できるから、この差は減価償却制度によってもたらされている。表1でみたように1970年代後半から減価償却不足が発生した。これは $Z_e$ を $Z_s$ よりも大きくし究極的税負担を高めたが、ACRSの導入によって $Z_e$ と $Z_s$ の差は縮小しつつある。

以上見てきたように、究極的税負担額を考慮した、平均実効税率Bは両国とも平均実効税率Aよりもかなり上昇することがわかる。そして平均実効税率Bでも、両国間には依然として大きな格差が存在する。

## 5. 結 論

以上本稿では、戦後の日本の法人税制の大きな特徴であった課税の繰延べ措置や、インフレが企業所得に及ぼす効果に注意を払いながら、法人の税負担の指標を定義し、その計測を行った。本節では、分析によって得られた主要な結果を要約す

るとともに今後の課題について述べる。

まず経済的所得については、インフレ調整前後にわけて経済的所得を定義し、課税所得と経済的所得との関係を明らかにした。続いて、各所得の計測および比較を行った。この計測結果によると、インフレ調整前では日米とも課税所得の方が経済的所得よりも小さい。分析期間のはじめでは非課税引当金・準備金や特別償却による課税所得の縮小効果は日本の方がアメリカより大きかったが、近年ではアメリカの加速的償却制度の効果が顕著である。

次に、インフレを考慮すると、日米間で大きな相違が存在することが分かった。すなわち、日本では高インフレ期にはインフレによる債務者利得が減価償却不足と在庫品評価益を上回っていたため、インフレ調整後経済的所得よりも調整前経済的所得の方が小さかった。その結果インフレは課税所得を削減する方向に作用したのである。これに対してアメリカでは、債務者利得が小さくインフレは経済的所得に比べて、課税所得を拡大する方向に作用した。

平均実効税率については、究極的税負担額を無視すれば、アメリカの実効税率が低下しているのに対して、日本のそれは上昇傾向を示している。とくに近年は、日米の実効税率は逆転し、日本の方が高くなっている。そしてこのような結果は、課税繰延べによる究極的税負担を考慮にいたした場合においても認められた。

最後に本分析では取り上げることはできなかったが、重要と思われる課題について述べる。第1の課題は、平均実効税率の業種別計測を行うことである。本稿ではデータ上の制約から日米とも製造業を一括して分析の対象とした。非課税引当金・準備金や特別償却制度は業種によって利用度に差がある<sup>18)</sup>。また半導体をはじめとしたハイテク産業間の日米競争はますます激化している。したがって、国内的にもまた国際的にも、平均実効税率の業種別計測は重要な課題であると思われる。

第2に税制が資本蓄積に果たした役割を明らかにするという観点に立つとき、法人段階の税負担に加えて、個人段階の負担を同時に考慮する必要がある。すでに前述のFeldstein達の研究では、法人段階で支払われる税に加えて、利子、配当および資本利得等の個人の資産所得に対する課税を取り上げることにより、資本所得が全体としてどれだけの税を負担しているかを分析している。

戦後わが国では、資本蓄積の促進を目指して、企業課税のみならず個人の資産所得に対してもさまざまな軽減措置を講じてきた。したがってわが国においても、法人および個人の両段階を通じた資本所得課税の実態の解明を図ることは興味深い課題であろう。

(一橋大学経済学部・成城大学経済学部)

#### 参考文献

- [1] Ando, A., and A. J. Auerbach (1985), "The Corporate Cost of Capital in Japan and the U. S.: A Comparison," NBER Working Paper no. 1762.
- [2] Bernard, V. L., and C. Hayn (1986), "Inflation and the Distribution of the Corporate Income Tax Burden," *National Tax Journal*, vol. 39, no. 2, 171-87.
- [3] Feldstein, M. S., and L. H. Summers (1979), "Inflation and the Taxation of Capital," *National Tax Journal*, vol. 32, no. 4, 445-471.
- [4] Feldstein, M. S., L. Dicks-Mireau, and J. Poterba (1983), "The Effective Tax Rate and the Pretax Rate of Return," *Journal of Public Economics*, vol. 21, 129-158.
- [5] Fullerton, D. (1984), "Which Effective Tax Rates," *National Tax Journal*, vol. 37, no. 1, 23-41.
- [6] Hulten, C. R., and F. C. Wykoff (1981), "The Measurement of Economic Depreciation," in C. R. Hulten, ed., *Depreciation, Inflation, and the Taxation of Income from Capital*, Washington, Urban Institute Press, 81-132.
- [7] Jorgenson, D. W., and M. A. Sullivan (1981), "Inflation and Corporate Capital Recovery," in C. R. Hulten, ed., *Depreciation, Inflation, and the Taxation of Income from Capital*, Washington, Urban Institute Press, 171-237.
- [8] King, M. A., and D. Fullerton (1984), *The Taxation of Income from Capital*, Chicago, University of Chicago Press.
- [9] Shoven, J. B., and J. I. Bulow (1976), "Inflation Accounting and Nonfinancial Profits: Financial

18) 田近-油井(1984)を参照せよ。

Assets and Liabilities," *Brookings Papers on Economic Activities*, 15-67.

[10] U. S. Bureau of Economic Analysis, *Survey of Current Business*, 各年版.

[11] U. S. Bureau of Economic Analysis (1987), *Fixed Reproducible Tangible Wealth in the United States, 1925-85*.

[12] U.S.Bureau of the Census, *Statistical Abstract of the United States*, 各年版.

[13] U. S. Internal Revenue Service, *Statistics of Income: Corporate Income Tax Returns*, 各年版.

[14] 本庄 資(1985)『アメリカ法人所得税』財経詳報社.

[15] 本間正明・跡田直澄・林文夫・秦邦昭(1984)『設備投資と企業税制』経済企画庁経済研究所.

[16] 石弘光・田近栄治・油井雄二(1985)「わが国企業の税負担」政策構想フォーラム主催シンポジウム提出論文.

[17] 自治省『地方財政統計年報』各年版.

[18] 経済団体連合会(1984)『先進各国の企業税制と税負担』経済資料 No. 350.

[19] 経済企画庁『国民経済計算年報』各年版.

[20] 企業活力研究所(1984)『法人の税負担の国際比較——企業活力と税負担』.

[21] 総理府『産業連関表: 固定資本マトリックス』(昭和 45, 50, 55 年版).

[22] 国税庁『税務統計からみた法人企業の実態』各年版.

[23] 野口悠紀雄(1984)「日本の企業の税負担」『季刊現代経済』第 60 号.

[24] 大蔵省『法人企業統計年報』各年版.

[25] 田近栄治・林文夫・油井雄二(1987)『投資—税制と資本コスト』(浜田宏一編『日本のマクロ政策』東京大学出版会).

[26] 田近栄治・油井雄二(1984)『戦後日本の法人税制と設備投資——法人税軽減率の業種別計測を中心として』『季刊現代経済』第 59 号.

[27] 田近栄治・油井雄二(1985)「退職給与引当金制度の利用の実態について」『ESP』4 月号.

[28] 田近栄治・油井雄二(1988)「資本コストと法人実効税率——戦後日本の実証研究」『経済研究』4 月, 第 39 卷第 2 号.

[29] 等松・青木監査法人(1986)『海外税務ハンドブック』税務経理協会.

## 農業経済研究 第 60 卷第 3 号

(発売中)

### 《論文》

- 果樹貿易自由化の基礎構造……………豊田 隆  
 期待農業所得分級法に関する考察……………能美 誠  
 ——重回帰分析による接近——

### 《研究ノート》

- 昭和 10 年代における日本の工業化と農業・農村問題……………浦城晋一・木南 章  
 ——インダストリアリズムの観点から——  
 中国における農村財政構造に関するケーススタディ……………大島 一二  
 ——農村工業発展地域の事例を中心に——  
 土地改良による農地価格形成要因に関する分析……………宮崎 猛・Keshav Lall Maharian

### 《書評》

- 塩沢君夫・近藤哲生『織物業の発展と寄生地主制』……………平野 綏  
 河村琢監修, 千葉燎郎・湯沢誠・三島徳三・宮崎宏編『現代資本主義と市場』……………遠藤浩一  
 七戸長生『日本農業の経営問題』……………長 憲 次  
 倉本器征『水田農業の発展条件』……………豊田 隆

B 5 判・64 頁・定価 1200 円 日本農業経済学会編集・発行/岩波書店発売